

土地利用計画(橋本市)

「橋本都市計画用途地域図」より抜粋

▼用途区域

橋本市の市街化区域は、用途区域が定められており、各地区は、右図のとおり用途区域が定められている。

(1) 岸上地区

→ 第一種住居、準住居、準工業地域

(一部市街化調整区域)

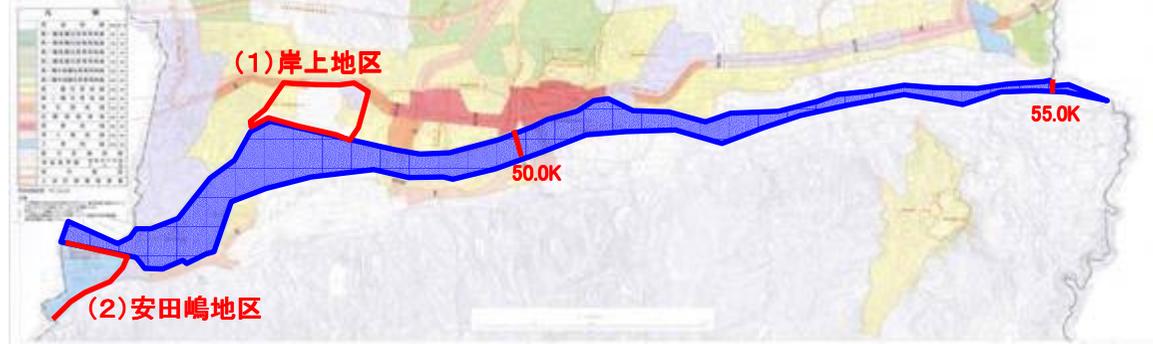
(2) 安田嶋地区 → 工業地域

凡 例	
用 途 地 域	容積率 高さ
第一種低層住居専用地域	80 40
第一種低層住居専用地域	100 50
第二種低層住居専用地域	80 40
第二種低層住居専用地域	100 50
第一種中高層住居専用地域	200 80
第二種中高層住居専用地域	200 80
第一種住居地域	200 60
第二種住居地域	200 80
準住居地域	200 80
近隣商業地域	200 80
商業地域	400 80
準工業地域	200 60
工業地域	200 80
都市計画街路	
地域境界線 道路 河川 水筋 其他	
都市施設	
土地区画整理事業	

用途地域変更 平.13.9.22

注意

- この図面は平成13年8月現在のものです。都市計画は変更することがありますので使用に当たってはご注意ください。
- 詳細なくして複製することを禁じます。
- この図面は情報提供です。詳細については橋本市役所建設部都市計画課でお調べ下さい。



土地利用規制(橋本市)

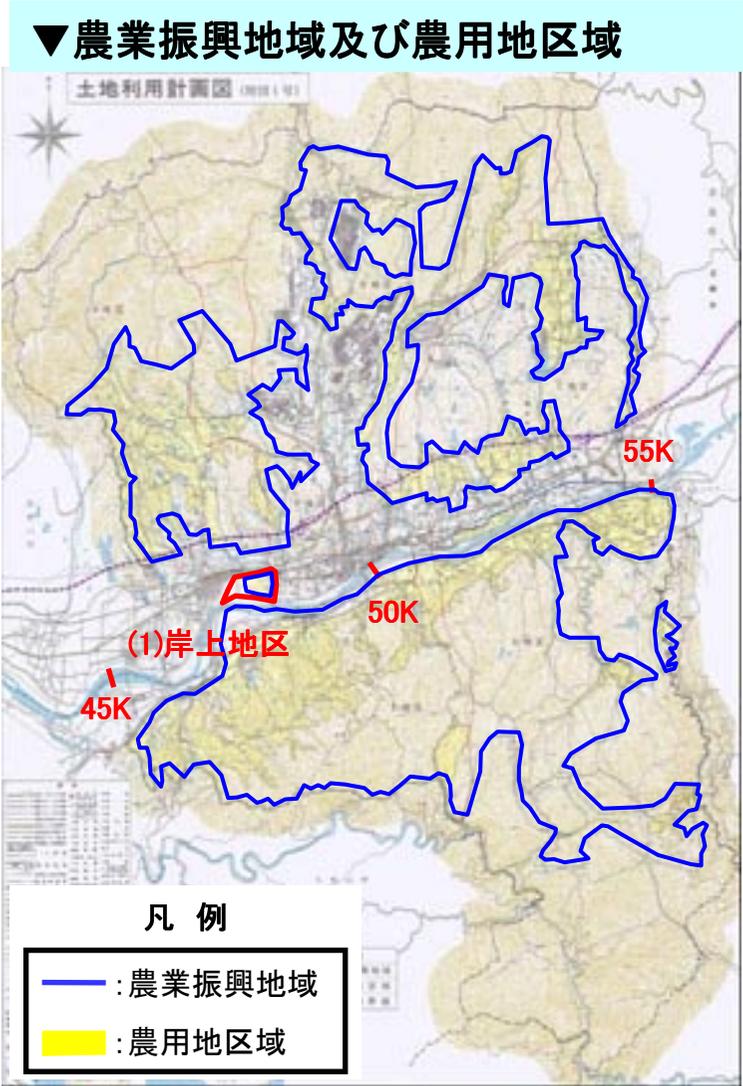
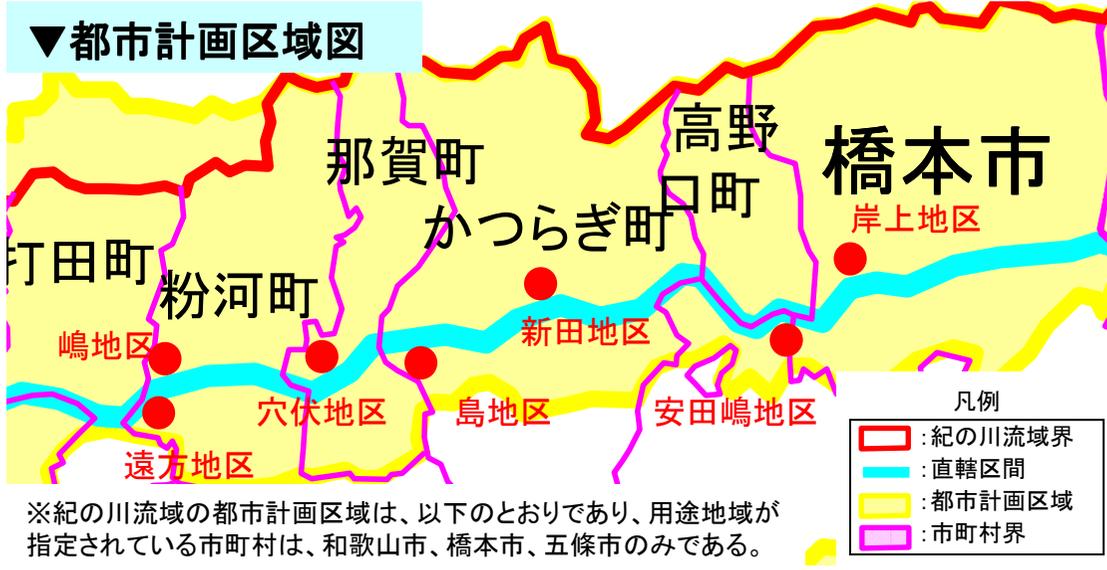
岸上地区

▼都市計画区域

岸上地区は、全て都市計画地域になっている。

▼農業振興地域及び農用地区域

岸上地区は、農業振興地域整備計画において西側の一部を除いて農業振興地域及び農用地区域となっている。

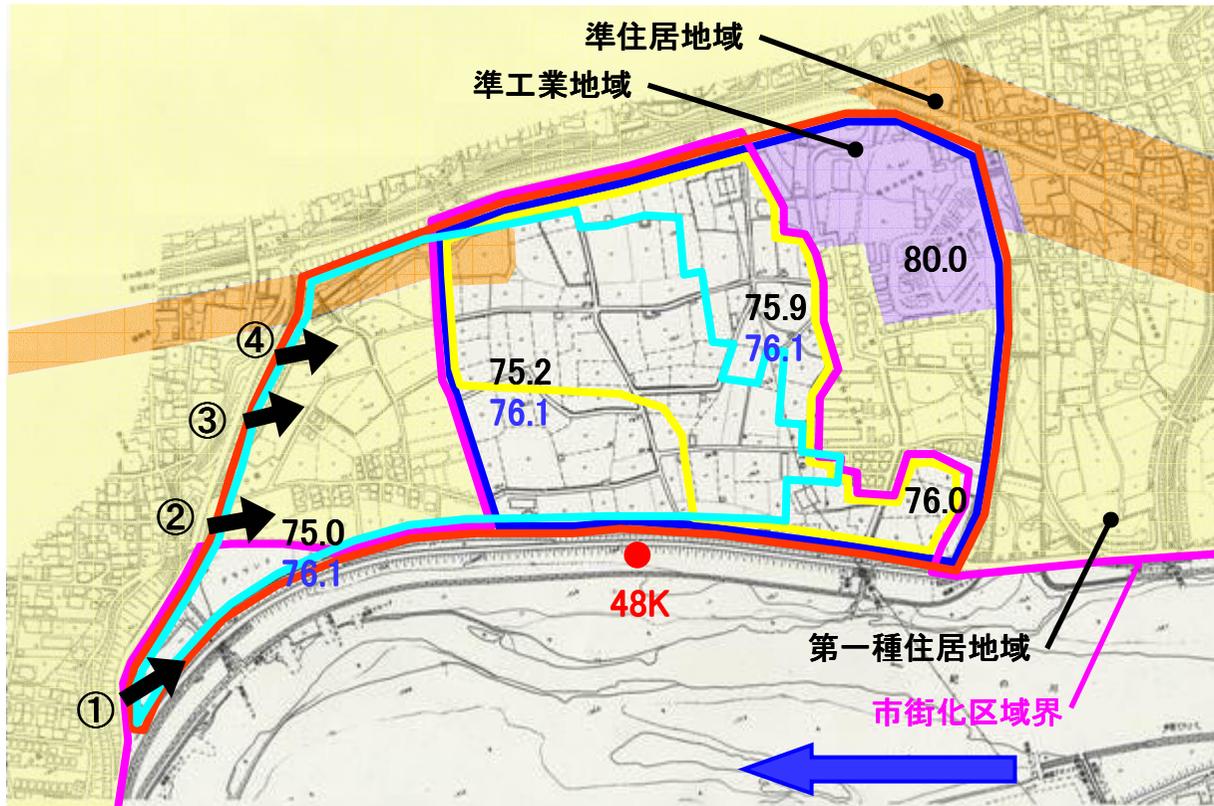


岸上地区 (橋本市)

岸上地区

凡例

- : 提案区域
- : 遊水区域
- : 農業振興地域
- : 農用地区域
- 上段: 現況地盤高
- 下段: 貯留時水位
- ➡ : 写真位置



凡例	
用途	地域
	第一種低層住居専用地域
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域

※農業振興地域及び農用地区域は、1/25,000スケールからの転記であり、地籍等は考慮していない。



① 堤内地が低くなっている



② 宅地の地盤高が低い



③ 宅地化が進展している



④ 田畑が広がっている

遊水地の効果の検討(岸上地区)

▼提案区域面積

0.33km²

▼遊水区域面積

0.19km²

▼遊水地容量

115千m³

▼浸水建物数

	戸数	内訳
人家	50	
公共的建物	2	グラウンド 公園
その他	-	

